

八尾市「IoT を活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に 関するデザイン業務」公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

八尾市は全国でも有数の中小企業のまちであり、数多くの製造事業所をはじめ、様々な産業が集積しています。本事業では、市場の縮小などの外的要因の影響が大きい今日においては、個々の企業の叡智を結集した共創によるイノベーションの創出が求められており、市内に集積する個性ある企業同士の共創を促進することで新たなイノベーションを起こすとともに、時流にあった新しい価値を生み出すことのできる機会を創出するための、「ハードウェアイノベーション推進拠点（以下、『拠点施設』）」の基盤整備を目的とします。

※本事業は、「平成 29 年度八尾市一般会計第 4 号補正予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。11 月からの円滑な事業スタートのため、予算成立前に公募を行います。予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない旨をご了承ください。

2 提案に係る業務内容等

(1) 業務名

八尾市「IoT を活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関するデザイン業務」

(2) 業務内容

別添 八尾市「IoT を活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関するデザイン業務」仕様書のとおり

(3) 拠点施設について

近鉄八尾駅前新商業施設「LINOAS（リノアス）」（大阪府八尾市光町 2-60）8 階部分

※詳細は、別添 八尾市「IoT を活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関するデザイン業務」仕様書のとおり

(4) 業務委託期間

委託契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(5) 委託料上限額

八尾市「IoT を活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関するデザイン業務」
35,000,000 円（諸経費、消費税等、本業務に係る一切の費用を含む。）

3 応募資格

下記の（1）から（8）までのすべての項目を満たしている者です。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申立てがなされていない者であること。
- (4) 公告日から審査日までの間に、本市からの指名停止処分を受けていない者であること。
- (5) 八尾市財務規則（昭和 39 年八尾市規則第 33 号）第 98 条の規定に該当する次の者であること。

- ア 引き続き2年以上その営業を行っていること。
 - イ 法人税又は所得税を滞納していないこと。
 - ウ 市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 大阪府下市町村に居住する従業員がいる場合、個人住民税の特別徴収を実施していること。
- (8) 八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

4 スケジュール

No.	内 容	期限等
1	実施要領、仕様書等公表	平成29年9月8日～9月26日
2	実施要領、仕様書等に関する質問受付	平成29年9月8日～9月15日
3	実施要領、仕様書等に関する質問の回答	平成29年9月22日 まで
4	プロポーザル参加申請書等の提出	平成29年9月8日～9月15日
5	企画提案書等の提出	平成29年9月8日～9月26日
6	書類審査に基づくプレゼンテーション実施要請通知	平成29年10月6日まで
7	受託候補者選定委員会開催 (プレゼンテーション審査)	平成29年10月16日
8	公募型プロポーザル受託者選定結果を通知	平成29年10月中旬
9	契約の締結	平成29年11月初旬

5 プロポーザル参加に際しての注意事項

(1) 失格または無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効となります。

- ア 応募資格を満たしていないと認められた場合
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ その他あらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできません。

(3) 返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提出書類は本件に係る受託候補者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。

(5) その他

提案者は参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなします。

6 プロポーザル参加申請書等の提出

当業務に応募される事業者は参加申請書（様式1）、事業者概要（様式2）、納税証明書（写し可）、法人登記簿謄本（写し可）、印鑑証明書（写し可）及び誓約書（様式10）を各1部、下記の期日までに持参又は郵送で提出してください。なお、郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。

(1) 提出期限 平成29年9月15日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出時間 午前9時から午後5時まで

*ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び正午から午後1時を除きます。

(3) 提出書類 ①参加申請書（様式1）

②事業者概要（様式2）

③法人税・消費税及び地方消費税、所得税、市町村民税及び固定資産税についての直近の納税証明書

④市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書又は直近の特別徴収に係る領収書等

⑤法人登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）

⑥印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

⑦誓約書（様式10）

*ただし、八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査登録をされている場合は上記③～⑥の提出書類を省略できます。

(4) 提出先 〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市経済環境部産業政策課産業政策係

TEL : 072-924-3845(直通)

7 参加申請書提出後の辞退について

参加申請書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式9）を記入し、上記同様、持参か郵送で提出すること。

なお、参加辞退届提出後はいかなる理由があっても、本プロポーザルへの再参加は認めません。

8 企画提案書等の配付及び提出について

企画提案書は下記、様式3～7とし、原本1部、コピー5部（計6部）を持参又は郵送で提出してください。コピー分には事業者を特定できないように、会社名等は記載しないでください。

なお、郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。

(1) 提出書類 ①企画提案書（様式3）

②類似業務実績（様式4）

③業務執行体制・スケジュール（様式5-1、5-2）

④提案内容（様式6-1～6）

⑤経費見積価格（様式7）

(2) 受付期間 平成29年9月8日（金）から平成29年9月26日（火）午後5時まで（必着）

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで

*ただし、受付は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び正午から午後1時を除きます。

(4) 配付・提出先 〒581-0006

大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市経済環境部産業政策課産業政策係

TEL : 072-924-3845(直通)

9 提案様式の記載上の留意事項

ア. 2（5）「委託料上限額」に示す金額の範囲内で実施できるものとします。

イ. 提出書類は、A4縦左綴じの印刷物で、片面換算で30頁以内（表紙、目次用語集、別紙、参考資料等含む）とする。ただし、必要に応じてA4横、A3縦横でも差し支えないが、A3版がある場合は、該当頁を2頁相当分として数えます。

ウ. 提出書類の記載に当たっては、簡潔明瞭に記載するとともに、必要に応じて図表を活用するなど、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現、内容とすること。また、様式3～7については、任意様式を可とする。ただし、記入項目の変更は不可。

エ. 提出書類提出後の修正、差し替え又は再提出は認められません。

オ. 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

カ. 当該業務の申請にかかる事前説明会は開催しません。

10 提案に関する質問等

(1) 受付期間

平成29年9月8日（金）午前9時から平成29年9月15日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

質問は質問書（様式8）を使用し、以下のメールアドレスに電子メールにて行うこと。

E-mail : sangyou@city.yao.osaka.jp

(3) 回答

本市ホームページ上に回答を掲載します。

※件名は、「IoTを活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関するデザイン業務」とし、本文の頭書には「事業者名、担当者名、電話番号」を明記してください。

11 選定方法

参加申請者が4者以上となった場合は、様式3～7の書類審査によりプレゼンテーション参加者3者を選考し、プレゼンテーション参加者から受託候補者を選定します。

(1) 事前審査

参加申請者が4者以上となったときは、書類審査により選考し、平成29年10月6日（金）までに参加申請者全員に事前審査結果を電子メールで通知します。

(2) プレゼンテーション

①日程・場所

日 程 平成 29 年 10 月 16 日 (月) (予定)

場 所 八尾市立中小企業サポートセンター 3 階 セミナールーム

※ プレゼンテーションの開始時間は参加申請者によって異なるので、詳細は、別途、それぞれに電子メールで通知します。

②提案説明内容等

ア. 提案様式に基づく提案内容の説明を行うものとします。なお、プレゼンテーション実施にあたり、スクリーン及びプロジェクター「NP510WJ NEC」については準備しますが、その他必要な機材（パソコン等）については持参すること。

イ. 提案説明は 1 者あたり 25 分以内とし、内訳として説明 15 分以内、質疑応答 10 分程度とします。

ウ. 参加者は 2 名までとします。

12 審査項目及び評価内容

別紙 八尾市「IoT を活用したハードウェアイノベーション推進拠点の整備に関するデザイン業務」受託候補者選定基準のとおり

13 審査結果

審査結果は、平成29年10月中旬にプレゼンテーション参加者全員に郵送で通知するとともに本市のホームページで公表します。なお、審査内容、結果についての異議は認められません。

14 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

15 契約の締結

優先交渉権者と本市が協議し、委託業務に係る仕様を確認したうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、優先交渉権者と本市との協議により最終的に決定します。

16 契約保証金

契約保証金は契約金額の 10/100 以上とします（ただし、利子は付しません）。なお次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができます。

(1) 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(2) 過去 2 年間に国または、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

17 問合せ先

〒581-0006 大阪府八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

八尾市経済環境部産業政策課産業政策係 担当：後藤（ごとう）松尾（まつお）

TEL : 072-924-3845（直通） FAX : 072-924-0180

E-mail : sangyou@city.yao.osaka.jp